

平成30年度第1回箱根町行財政改革有識者会議報告書

日 時：平成30年4月20日（金曜日）14：00～16：25

場 所：箱根町役場分庁舎4階 第5会議室

出席者：【箱根町行財政改革有識者会議】

田中 啓座長、池島祥文委員、伊集守直委員、

嶋矢 剛委員、高井 正委員、田代恭子委員

【箱根町】

吉田功企画観光部長、對木総務部長、

村山企画課長、吉田朋正財務課長、

伊藤企画課副課長、石川財務課副課長、

辻満企画課特定政策係長、海野

【会議概要】

1 開 会

企画課長

それでは、平成30年度第1回箱根町行財政改革有識者会議を開会します。資料は、会議次第、委員名簿、「資料1有識者会議の今後の進め方について」、「資料2-1平成31年度以降の財源確保策（素案）について」、「資料2-2平成31年度以降の財源確保策（資料編）」、「資料3行財政改革アクションプラン」、「資料4行財政改革アクションプランに対するパブコメ結果」を事前に送付していますが、不足等ございませんでしょうか。

新年度になりまして、2点お伝えしたい事項があります。

委員名簿をご覧いただきたいと思いますが、伊集委員の役職ですが、本年4月から横浜国立大学大学院国際社会科学研究院の教授になられましたので、ご承知おき頂ければと思います。また、町職員ですが、4月1日付の人事異動により財務課副課長が石川となりましたので、あわせてご承知おき頂ければと思います。

早速ですが、田中座長から開会のご挨拶をいただき、引き続き議事の進行についてもお願いします。

2 座長あいさつ

田中座長

例によって挨拶は割愛したいと思いますが、新年度となり、本会議は、本日と次回で提言をまとめなければならないという段階に入っています。非常に重要な議論になりますので、これまで以上に忌憚のないご意見をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

3 議 題

(1) 有識者会議の今後の進め方について

事務局から、「資料1 有識者会議の今後の進め方について」をもとに、今年度の有識者会議の主な内容となる提言書の作成とスケジュール案について説明した。

田中座長

最終的に提言をまとめる必要があることは、昨年度、事務局から説明があったかと思いますが、これまで具体的な作業について議論していませんので、今の説明を踏まえ、ご意見等がありましたらお願いします。

高井委員

神奈川県の場合、法人2税の超過課税を5年間毎に行っています。適用期間の最終年度の9月議会に条例案を提出する想定で条例案の検討作業等から逆算すると、1か月程度は余裕があるかもしれませんが、事務局案のとおり進めるべきであると思えます。

田中座長

このスケジュールで進めるしかないということですね。

嶋矢委員

資料2-2の参考資料2に前回の新財源確保策の検討時の提言書が添付されていますが、その時は座長が案を作成してください、委員が確認し修正し、附帯意見については委員が意見を出し、座長が取りまとめる形で作成しました。座長にほぼ全ての作業を行っていただいたことになり負担が大きいです。今回も同様の形でお願いできればと思えます。

田中座長

前回の提言書のようなスタイルでよいかということと、実際に誰が作業を進めていくか、もちろん私が原案を作成することはやぶさかではありませんが、もし立候補があればお願いするとともに提言書のスタイルについて、ご意見いただきたいと思えます。

- 嶋矢委員　　私は前回のスタイルを踏襲することで異論はありません。
- 田中座長　　皆さん異論ありませんか。
- 高井委員　　政府税制調査会の提言書等においても、本体に加えて附帯意見という構成であったと思いますので、このスタイルが一般的かと思います。
- 田中座長　　前回は、比較的コンパクトな文章で要点を記述するというスタイルですが、まず、有識者会議の総意として結論と理由を提言する部分があり、加えて附帯意見があれば記載する形であると思います。
- そこで確認したいのが、事務局から説明のあった資料２－１はどのような扱いになるのでしょうか。「平成 31 年度以降の財源確保策（素案）」となっていますが、作成主体と何の素案であるか説明をお願いします。有識者会議の提言とは別に事務局でこのようなものを作成して提供するという理解でよろしいですか。
- 事務局　　資料２－１の 13 ページに今後のスケジュールがありますが、財源確保策はあくまでも町が決定するものと考えていますので、表の 1 番左の町長を本部長とする行財政改革推進本部会議を 4 月中旬に開催し、本日説明した素案の了承を得ています。
- 本日の会議での素案に対する意見を踏まえて修正を行い、提言書とともに本部会議で説明して財源案を決定した後、議会に説明するという流れを想定しています。
- 田中座長　　そうすると、有識者会議の提言を受けて案を確定するので町としての財源確保策の素案ということによろしいですか。我々はこの素案を基に提言書を作成するという理解でよろしいでしょうか。
- 高井委員　　神奈川県の水源環境保全税を決定した際の有識者の会議では、まず事務局が座長と相談しながら提言書の原案を作成し、それを庁内で諮り素案とした後、委員の方々のご意見を反映させ、その後に案として再度委員の方々からご意見をいただ

き提言書を確定するという流れでした。

座長自ら作成する手間を省くために事務局が作成して段階的に諮り、附帯意見を追加して完成させたという経験があります。恐らく国の審議会でも類似した作業を行っていると思いますので、通常はそのような段取りではないかと思います。

田中座長

パターンとしては、私が先ほど発言した有識者会議の提言を受けて町が案をまとめる方法や、先に町が独自に検討してまとめたものを我々が検討し提言をまとめる方法など様々あると思いますが、どのような方法が一般的ですか。

高井委員

座長が発言されたパターンでは前者が一般的ですが、委員が直接作成するのではなく、あくまで事務局が議論を踏まえて作成したものを諮る形だと思います。

ただし、この有識者会議は法律や条例で定められた審議会とは異なり、提言をどのように扱うかは町の判断と責任となり、町が提案した条例を判断するのも議会ですので、事務局がまとめたものを有識者会議で承認するという形を取らなくても良いと思います。

田中座長

事務局としてはどうですか。

企画課長

座長の発言された2つのパターンでは、後者をイメージしていました。

池島委員

手続的には判断しかねますが、二度手間は避けた方がよいと思います。座長が提言書を作成し、町は独自でとりまとめを作成する。後々考えると重要なことかもしれませんが、現時点では重複になるのではないのでしょうか。

企画課副課長

町のイメージは、資料2-1の財源確保策素案を受けて有識者会議としての提言をいただきたいと考えていました。

田中座長

そうすると、本日出た意見を素案に反映する部分もあるかもしれませんが、町の立場でとりまとめを作成する一方で、有識者会議として必要なことを盛り込んだ提言書を別に作成するということですね。

それでは、資料2-1の素案を踏まえるという前提で、提

言書をまとめることとします。提言書のボリュームは多くありませんので、私の方で事務局と相談しながら原案を作成し、早めに皆さんに諮りたいと思います。

町民会議の提言書も同様でしたが、添削等していただいて構いませんので、可能な限り早く作成し確認をお願いします。

(2) 次期財源確保策のあり方について

事務局から、「資料2-1 平成31年度以降の財源確保策(素案)について」をもとに、昨年度の行財政改革アクションプランの中間見直しと各税目の検討結果をもとに、平成31年度以降の財源確保の必要性と財源確保策案について説明した。

田中座長

資料2-1の説明に対し、ご意見等をお願いします。

財源確保策の町の検討結果として、固定資産税の超過課税を現行と同税率で5年間延長し、それ以降も主に固定資産税の超過課税の期間を延長するという方向性で対応していくことが示されました。ただし、入湯税や宿泊税は今後の下水道事業やごみ処理広域化の動向次第という内容になります。

田代委員

現行の超過課税と同税率でサービス水準を維持するという内容であり、これまでの議論の結果と町で検討を重ねたことが感じられ、長期的な対応にも触れており、非常に良い内容だと評価します。

田中座長

基本的に、示された方向で賛成ということですね。

伊集委員

記載内容で訂正が必要な箇所として、10ページの複数税目案①の箇条書きの1番目で個人町民税の均等割とありますが、所得割に修正をお願いします。

田中座長

10ページについて内容は問題ありませんが、単独税目案は採用理由、複数税目案①・②は不採用の理由になっていますので、表の項目は「理由」ではなく、各財源確保策の「検討結果」とした方がよいと思います。

高井委員

別紙1上段の観光関係の支出比較について、箱根町の支出

の合計 23.4 億円が観光客にかかる特別な支出と考えて良いですか。

事務局

観光関係の支出のみを区分するのは非常に難しいため、この表での箱根町の金額は町民と観光客の両方にかかる支出額となります。右側の同規模団体平均は人口や行政面積が同程度で観光の要素が少ないと思われる団体をいくつか抽出して平均支出額を出しており、その差が観光関連に要する特別な支出額と考えています。

高井委員

それでは、差額の合計 12.5 億円が観光関連に要する特別な支出であるのに対し、中期的な財源不足の平均が約 5 億円ということによろしいですか。

事務局

ここで示した額は財源を考慮していないので、例えば入湯税で 7 億円確保していると考えれば、12.5 億円から 7 億円差し引いた約 5 億円が特別な支出とも言えます。

あくまでも、歳出として 12.5 億円ぐらいの規模で観光関連の支出があるとイメージしていただければと思います。

伊集委員

資料 2-1 の別紙 1 に関係しますが、どの分野の支出額が大きいのか、決算カードを用いて箱根町と神奈川県内の近隣市町村を比較して分析した結果、住民 1 人当たりの歳出額は、近隣市町村の 2 倍になるほど高額でした。

目的別歳出では、民生費は突出するほどではありませんが比較的高く、衛生費や商工費も比較的高いのですが、観光関連の支出が大きいという理由だけでは説明し切れない結果となりました。

この部分を明らかにするために、行財政改革アクションプランの推進項目「持続可能な行財政運営方法の確立」で今後検討すると良いと思います。

観光関連以外の特徴的な行政サービスとして通学費補助や小児医療費の助成などが挙げられていますが、これらの支出額は大きなウェイトを占めている訳ではないので、何が大きいのか分析し、その部分を削減するのか、又は特徴的な事業として維持していくのであればそれでよいと思いますが、今回説明された範囲ではまだ分析しきれていない部分があると思いますので、今後の課題として検討した方が良いと思います。

田中座長 今までの説明では触れられていない構造的な要因か、もしくは箱根町の特性上支出が余計にかかってしまう部分か、その辺りは町としての何か認識はありませんか。

財務課長 観光関連の支出が大きいのは事実で、今まで説明してきたとおりですが、もう1つの特性として、山岳地形であることも挙げられます。資料2-1の別紙1では人口と行政面積が同規模の団体と比較していますが、箱根町は地域が分散しているため、例えば消防救急体制の負担が大きいですとか、観光とは別の部分でコストが大きいという認識はあります。

田中座長 山岳地形以外に要因がある可能性もありますので、その辺りの分析はこれからの課題になるかと思えます。

私の方から、資料2-1で気付いた点について申し上げます。7ページ下段の表について、平成30年度当初予算の数字を用いて作成していると思いますが、出典が記載されていないので、注釈を入れてください。

また、12ページの表の「適用期間」の「備考」の箇条書きの下から2番目について、「全団体で法人住民税の超過課税や都市計画税、法定外税のいずれかを課税しており」までは事実ですが、「他の観光地と比較した場合の税負担は、むしろ低い」というのは単純に言えるのでしょうか。低いことは分かりますが、基準をどこに据えているのか不明確なので判断できないと思えます。

企画課長 都市計画税を課税している団体が多い中で本町は課税していない点と、法人税の制限税率等を実施している団体が比較的多い中で本町は標準税率であるという点において、税負担が低いと言えるのではないかと考えました。

田中座長 資料2-1の13ページ[図表14]を見ると、軽井沢町の法人税は標準税率で都市計画税は0.2%という状況ですが、それを踏まえても箱根町の税負担は低いと言えるのでしょうか。

企画課長 都市計画税を課税していないという意味で、低いと表現しています。

田中座長 固定資産税の超過課税を実施しているのに都市計画税を課税していないから税負担が低いと判断してよいのか、伊集委員はどう考えられますか。

伊集委員 高いか低いかは比較対象によるかと思います。都市計画税と固定資産税は基本的に課税ベースが同じなので、図表の中の観光地所在市町に限って言えば、低いという表現は間違いではないと思います。ただし、観光関連要素が少なく超過課税を実施していない一般的な団体と比較すると低いとは言えないと思います。

田中座長 軽井沢町は都市計画税の0.2%がありますが、箱根町は同じ課税ベースである固定資産税の超過分が0.18%なので、軽井沢町の方が若干大きいということですね。納得しました。

最後に、14ページの箇条書きの下から2番目の「宿泊税については～」の文章の意味が分かり難いので、少し噛み砕いて説明していただけますか。

事務局 京都市や金沢市はインバウンドなどの新しい観光施策に対して宿泊税を導入するという考え方ですが、本町の場合、財源不足を補う必要があるため、既存施策の維持にも充当できるような制度設計にしなければ、導入が難しいことを意図して記述しています。

観光客受入環境の充実部分が新しい施策に対する財源で、維持部分として、例えば、観光施策や消防やごみ処理の維持経費などを含めた形で宿泊税の充当対象にしなければ導入が難しい状況にあります。

新しい施策に対して新しい税を導入する場合は理解が得られ易いですが、既存施策の維持に対して新しい税を導入するのは難しいため、時間がかかるという整理にしています。

田中座長 「解消効果が～」などの記載では分かり難いため、今、説明のあった内容を、そのまま記載した方がよいと思います。

高井委員 法定外目的税なので、条例を定める際に維持経費等を含めて充当できるように定めればよいのではないかと思います。

理解が得られ難い部分であり、導入検討時にマイナス要素になるかもしれませんが、否定する根拠にはならないので、

あえて、この部分は記載しなくてもよいと思います。

田中座長

町側から、入湯税と宿泊税を今回の財源確保策から除外するとした検討結果について提言が欲しいと言われていますが、除外理由がいくつかある中で、下から2番目の理由は高井委員の発言のとおり記載する必要がないか、ご意見を願います。

池島委員

前回の有識者会議では、宿泊税はもう少し前向きな印象で捉えていましたが、検討に3年程度の期間を要するものの導入前提で進める方向と理解してよいのでしょうか。

その辺りが明確ではなく判断が難しい部分がありますが、3年後に導入する見込みがあるのであれば前向きな記載をした方がよいと思います。

嶋矢委員

私は触れた方がよいと思います。高井委員が発言されたような正当性も理論的には正しいと思いますが、宿泊税の除外理由について提言書に織り込むのであれば、一步引いた表現で触れる程度でよいと思います。

また、池島委員が発言された前向きな位置付けというのは、今回の提言は固定資産税の超過課税がメインになると思いますので、その先に宿泊税の検討があることも現時点で触れてしまうとトーンがぼやけるような印象もあるので、町で検討結果をまとめることはよいかと思いますが、提言書ではあまり触れない方がよいと思います。

高井委員

導入するのであれば京都市や金沢市での検討結果を参考にしているという表現にすれば、法的にも論理的に問題ないと思います。

田中座長

この部分については、いただいた意見を踏まえて町としてどのように表現したいか、入れるか入れないかを含めて検討していただいて、提言書への盛り込み方もご意見をいただきたいと思います。

私からもう1点、今回、超過課税を1.58%で財源不足を補えるというのは検討結果を読めば分かりますが、9ページに財源不足額が5億と記載されているだけで、計算結果の表などが示されていません。

今までもそのような資料はなかったと思いますが、1.58%で足りるという数字的な根拠はここにしか記載されていないので、この記載内容で足りているかについて、ご意見があればお願いしたいと思います。

また、前回は1.68%を提案して議会の審議で1.58%となりましたが、現在は1.58%で補えるとする、前回の提案の根拠が分からなくなってしまう。もちろん行財政改革で削減したからという説明もできますが、それだと今回もさらに税率を下げられるのではないかとなりかねないので、その辺りはどうでしょうか。財源不足額の根拠と、前回は踏まえた説明ができるかの2点について、発言をお願いします。

事務局

1点目の9ページの5億円の根拠は、中長期財政見通しの固定資産税の金額をベースに税率を掛けて計算していますので、その金額を出すことは可能です。

田中座長

計算方法は分かりますが、5億円はあくまで平均で年度毎に不足額が異なります。9ページより前の表では年度毎に示しているの、同様に記載した方がよいと思います。

伊集委員

5ページ下段[図表6]の財源不足額の算出において、平成31～35年度は年平均5億円とあるので、ここから持ってきていると理解しているのですが。

田中座長

5ページの説明では年度毎に試算結果を出しているの、9ページでも同様に、3つの案の試算結果を年度毎に表現したうえで、平均5億円と記載した方がよいのではないのでしょうか。

事務局

座長の言われたような表現で9ページを修正することは可能だと思います。

田中座長

そのようなデータを出すこと自体に問題がありますか。それとも、9ページについては平均額だけでよいですか。

伊集委員

具体的にどのようなデータを入れるべきとお考えですか。

田中座長

5ページ辺りで示しているような年度毎の表について、超

過課税を続けた場合の見通しとして示した方が良いのではないかと思います。確定していない数年先の内容なので、そこまで細かく記載する必要はないという考えもあるかもしれませんが、可能であれば記載することで具体性が増すのではないのでしょうか。

企画課長

歳入は比較的なだらかに推移する見通しですが、歳出については5ページのとおり増減が比較的大きいため、不足額を年平均で5億円とし、不足額の増減は財政調整基金で調整して対応することを想定しています。その辺りも年度毎に記載した方がよいということであれば、考えたいと思います。

田中座長

また、2つの複数税目案について、固定資産税単独案と比較して税収の安定性が劣るといったようなことがあれば、そのようなことも追加した方がよいと思います。

伊集委員

今の点で少し気になる部分は、今回の提案では適用期間は5年間としていて、その根拠の1つに今の超過課税の負担と同じ水準で可能であることが挙げられると思います。平成27年度の新財源有識者会議で6年間の提言に関わっていながらこのような発言をするのは矛盾しますが、後で6年間は長いのかなと感じた部分があります。

期間を長くすることで1.58%を維持できますが、最初の数年間は5億円を先に確保し、財政調整基金に積み立てる形となります。仮に3年間延長であれば資料2-1の5・6ページをもとに計算すると、31年度からの3年間は年平均4億円程度の不足となります。

次の3年間は6.5億円程度の不足、さらに次の3年間は9億円の不足になりますので、今回は、1.58%から下げる提案をして、次回以降に税率を上げていく形で財源確保を図る考え方もあると思います。

ただし、その場合、最初の税率が下がる3年間は問題ないと思いますが、次の3年間で税率を上げる際に、なぜ上げるのかという反応が恐らくあると思います。

現状、1.58%まで引き上げたのでそれを下げたくないという考えがあることも理解できますが、そのために適用期間を長く確保するというのは、あまり良いやり方ではないと思いますし、財政は基本的に単年度で運営していくものなので、

条例で時限措置を設けること自体は問題ないと思いますが、期間は様々な考え方があると思います。

次回も同じ3年間とした場合、財源不足額は、年平均4億円となり、現状より税率は下がります。次の3年間は1.58%よりも高い税率にしないと財源不足を賄えないとなった時に、3年経過しているので宿泊税や入湯税について改めて検討する形でも良いのではないかと思います。

検討のタイミング的にも合いますし、そのような形を取る方が議論の立て方としては良いのではないかと思います。

嶋矢委員

この件については、当然、各委員で色々な見解があると思いますが、私も前回、伊集委員と共に新財源の会議に携わった立場としては、むしろ6年間と言って欲しかったというのが正直な感想です。

これは見解の相違なので特に問題ないと思いますが、ある程度の期間担保されずに、3年毎にゼロから見直すというのは、行財政運営に携わる方としては、やはり安定感を欠き、少し不安な面もあるのではないかと思います。

今回は10年間という訳ではなく5年間の延長であり、経過後も延長の是非について判断するので、妥当であると私は考えます。ただし、伊集委員が心配されているように、なし崩し的に継続していくのは好ましくないもので、その部分はアクションプランで毎年度、進捗管理をしていく際にリンクさせるような形で運用していけば、5年間かつ延長規定は私の感覚からすると、正直違和感がないと考えています。

田中座長

今回、3年間でも6年間でもなく5年間とした主な理由をお願いします。

高井委員

通常、超過課税を実施する場合は、私の知っている限り5年間です。森林環境税は、都道府県のうち30数団体が実施していますが、現在では全て5年間で実施していると記憶しています。

これは住民税の超過課税ですが、片山知事時代の鳥取県では当初3年間で実施しましたが、見直しの際に5年間としていますので、私は全く違和感がありません。税に携わっている立場からすると、超過課税を実施するのであれば5年間が常識的な考え方だと思います。

- 田中座長 5年間が多いということですね。
- 高井委員 最終的には議会で決めることで5年間を採用している団体も100%ではないと思いますが、5年間が圧倒的に多いのは事実です。逆になぜ3年、6年なのか、他団体では5年間ではないかと私が議員であれば質問すると思います。
- 田中座長 高井委員の発言からすると、5年間は超過課税の期間として標準的なもののようですが、町側は何か理由がありますか。
- 事務局 資料2-1の14ページに宿泊税は3年程度で制度設計などの検討はできるものの、長期的な財源不足の見通しとして影響が大きいごみ処理広域化と第3号公共下水道の整備の見通しが、平成35年度辺りには、大よその方向性なり金額的なものが見えてくることも踏まえ、5年間を設定している部分があります。
また、高井委員から発言のありました通常5年間というのは当然意識していますが、その辺りまで現行税率を継続し、その頃には負担のあり方が大きく変わることが想定されますので、その際に改めて考えた方が良いのではないかと考えています。
- 伊集委員 そのような考え方があればよいと思いますが、今の議論の流れではあまり説得力がないのではないかと思います。市町村税において標準税率と超過税率があり、超過課税を実施するという税の仕組みを採用している国自体が少なく例外的なので、そこで5年間が通常というのも国際的な視点から見れば例外的な事例となります。
他の国の地方自治体は毎年税率を決めており、その際は当然、私たちの町には歳出として何がどれだけ必要で、そのためには自分達が持っている税源の税率をどこに設定すれば補えるかを毎年議会で議論しており、それが地方自治の財政的な側面となっています。
日本は制度が大きく異なるので、そのようなことを急に言われても日本の地方自治体なのでと言われればそれまでですが、地方自治の観点からすると、財政的な議論をする時は一度決定したからと言ってそれを長期的に適用するのは、必ず

しも当たり前な方法ではないということは指摘しておきたいと思います。

住民の意見を聞きながら行財政改革も含めて考えていくということであれば、あまり長期間とはせず、積極的に変更する可能性を担保するために期間を5年間よりも短くするという考え方もあるかと思います。

嶋矢委員

通常の場合であれば、伊集委員の発言した単年度毎の見直しが理想的かもしれませんが、恒久的に財源不足が生じている前提で財源確保を図る必要性を理解したうえで、固定資産税の超過課税を行うという議論をしている趣旨からすると、ある程度の期間を確保して次の財源等を検討するというのは、否定されることではないと思います。

高井委員

伊集委員の発言のとおり、世界で永久税主義を採用しているのは日本くらいしかない状況です。明治憲法の天皇の勅令に触れないようにするために永久税主義を採用し、それが今日まで続いてきたと、説明されています。

実際は毎年度、税制改正で部分的には変えています。他国の歳入法では、今年度はこれだけ歳出が必要なためこのような税率であると規定しており、歳入法の寿命は1年で、これを考えると非常に例外的な制度を採用しているということになります。

日本ではそれが常識になっている中で、毎年度変更するのではなく、ある程度の期間を確保するのが通常は5年間ということだと思います。

また、先ほどの補足になりますが、東京都の法人事業税は、「当分の間」として永久税の形で条例に期間を設けていません。国に倣って永久税という形で超過課税を実施している団体は、良し悪しは別として実態としてあります。

池島委員

宿泊税に拘っていたのは、次の問題意識によるものです。

町民会議で色々出た意見を踏まえ、その後、有識者会議で新しいデータを用いて検討した結果、やはり固定資産税超過課税を延長しますという結論は、役場側の意向としては非常に理解できますし、これまでの議論を踏まえるとそれでよいと思います。けれども、町民会議の委員からすると、色々検討を重ねても結局は同じ結論なので、プラスの要素を見出

し難いのではないかと、税率は1.68%が1.58%になったことで安心材料となる部分があるかもしれませんが、何かもう一声頑張っていて欲しいという思いが、やはりあるのではなかろうかと思えます。

その一声を宿泊税に見出そうと思っていました。それが現時点では時期尚早であれば、伊集委員が言われたように5年間とするのではなく3年間にすることも必要なのかもしれない。制度の固定が3年間よりは5年間の方が良いのは、これまでの発言を聞いても重々理解していますが、町民会議委員たちの希望をどこかに見出してあげられないかという思いがあります。事情は十分わかってはいますが、私は町民の受け止め方に対する配慮を少し考えて欲しいと思えます。

田中座長

この期間を何年にするかという話と、他の税目を考慮するかというのは大変重要で町に検討してもらおうということと、もう1つ有識者会議の提言にどのように入れるかがあり、とても重要な事項であると思えます。

時間も少なくなりつつありますので、議題2の町の素案に対するご意見ご質問は、ここまでにしたいと思えます。

(3) 提言書の取りまとめについて

議題2で説明した内容をもとに、有識者会議としての提言内容について議論した。

田中座長

提言書の取りまとめについてですが、有識者会議として、どのような提言を取りまとめるかについて引き続き、ご意見をいただきたいと思えます。

これまでの議論の流れでは、財源不足に対して何らかの新たな財源が必要であるという「財源の必要性」については同意いただけると思えますので、この部分は時間を割かずに進めたいと思えます。

また、当面、固定資産税の超過課税を同じ税率で続けるということも、異論のある方はいないと思えます。

次の問題が、適用期間が5年なのか別の期間なのかという点と、加えて長期的には他税目も考慮に入れるかといった部分についてご意見をいただきたいと思えます。

まず、期間について5年間や3年間という意見があります

が、田代委員はどのようにお考えですか。

田代委員 今日、他の先生方の意見を伺い、それぞれよく分かります。私は、5年間で安定させるというのも大事だと思いますので、基本的には多くの団体が採用している考え方で行った方が、町民には受け入れ易いのではないかと思います。田中座長が言われたように、有識者会議の提言は別物なので、役場の考え方でよいと思います。

田中座長 この有識者会議の提言書としては、どのような考え方が良いと思いますか。

田代委員 あくまでも提言ですから、期間自体は5年間とした中で、先ほど説明のあった平成35年や平成40年頃にならないと今後の大きな見通しが分からないという問題もあるので、それに備えて光を見出すべきといった形で提言に入れるべきだと思います。

田中座長 それは、固定資産税以外の税目も視野に入れるということですか。

田代委員 固定資産税として税率を更に上げることも選択肢の1つでしょうし、他税目を入れる考え方もあると思います。有識者会議はシンクタンク的な部分も期待されていると思いますので、提言書では町の考え方を追認するだけでなく、6年後以降の考え方として、想定される税目を例示した上で町民が納得するようなプラスの要素を少し入れられるとすばらしいと思います。

田中座長 町の提案を見てしまっているので5年間という前提で考えてしまいましたが、白紙で考えた場合、どれくらいの期間が良いでしょうか。

高井委員から5年間が一般的という説明もありましたが、もう少し短くしてはどうかという考え方もあります。

池島委員 宿泊税の場合は宿泊者が負担するので、固定資産税と宿泊税の負担者は異なるという理解でよろしいですか。また、固定資産税が制度的に5年間の方が安定するのであれば5年間

としても、宿泊税を途中で導入する場合、事業者や住民の負担は増えず、加えて、途中から導入することに問題はありませんか。

そうであれば、固定資産税は5年スパンで運用したとしても、早期に導入可能な他税目は検討を進めるという表現であれば、期間は現状のままでよいかなと思います。

高井委員

資料2-1の12ページの適用期間5年間の下に延長規定を検討とありますが、条例の中に5年と記載し、更にそれを延長すると規定するのでしょうか。

予め、延長することも考えられるような規定を想定しているようですが、そのような事例を見たことがありません。

日本では元々永久税主義を採っていますので、だから期限を区切っているわけで、5年経過したら消滅するものだと思います。5年の時限措置を規定している中で、その先の延長を想定するのは、整合が取れないと感じますが、いかがでしょうか。

事務局

県にも相談しましたが、条例上に規定することは難しいということは、高井委員の発言のとおりですが、5年間で財源不足が解消されることはなく、6年目以降も超過課税による財源確保が必要であることを説明していく必要があると考えています。

固定資産税超過課税の実施後、3年後は標準税率に戻るのかという質問や意見が多々ありましたので、対外的に何らかの形で説明できればと考えており、条例の規定方法とは別のものとして考えています。

嶋矢委員

資料2-1の5・6ページにある中長期の財源不足の見通しをみると、長期ではさらに財源不足が拡大することが示されています。この状況を見ると、5年間が一般的ということは別として、延長規定を盛り込むべきであると思います。

高井委員が発言された事例がない等の難しい理由は分かりますが、提言として出して、それを受けて町側がどのように考えていくかは町が決定する事であると思います。

個人的には、提言に延長規定を盛り込むのは意義があることかと思っています。

田中座長

今回5年間とした場合、平成35年度までは1.58%で補えますが、平成36年度以降は、さらに不足することは試算上、目に見えています。

このような状況ですので、延長を認めるだけではなく、もう少し具体的な提言をするという考え方もあり得ますし、池島委員が発言したように他税目を取り入れる、あるいは超過課税の税率を少し上げていく方向まで言及するか分かりませんが、有識者会議の提言の中で明らかな不足が見えていることに対し、それをどう取り扱うかは非常に難しいと思います。

伊集委員

5年の延長規定を設けることは、予め条例に入れておくということですか。

3年間として仮に1.58%で同じ税率で実施した場合も、延長とは言わず新たに規定することになると思います。それを延長と扱うことで、具体的に変わることはあるのでしょうか。

田中座長

予め延長することを織り込む、織り込むまではいかないかもしれませんが、それを条例に規定することは、現実的には難しいことです。

資料2-1の図表13に「延長規定を検討」と記載されており、「規定」と書かれているのでミスリードされてしまう部分がありますが、実際は延長を想定していますということだと思います。

伊集委員

図表13の1番下にあるように、「この5年間のみならず、当面の間、実施を担保し、税率については一定期間毎に見直す形で運用していく必要がある」という考え方を持っていることを、対外的に明らかにするということがよいですか。

前は、提言の時点では6年、その後3年間に短縮されましたが、その期間が終われば一端終了するという事でしたが、その後も財源不足への対応が必要であり、それには固定資産税超過課税の継続が必要ということも明示するということがすよね。理解しました。

田中座長

今回はゼロから議論しましたので、次回以降はそれを避けるということですね。少なくとも固定資産税については延長含みなので、今回は実施するか否かを検討して判断する。

その間に他税目の検討を行ってよいと思いますが、固定資

産税超過課税は、延長するかしないかを5年の間に決めると
いうのが町の考え方であると思います。

それを踏まえて意見がありましたらお願いいたします。

伊集委員

その意味では、前回の提言書の内容と踏み込み方が変わると
思います。

前回は、状況としてはすぐに財源不足が解消できないとの
想定がありつつも、適用期限を向かえたら一端終了するので、
歳出削減なども着実に実施すべきというような附帯意見とし
ました。

今回は、他税目を検討することは当然あるものの、固定資
産税超過課税は延長を想定して考えるべきというような表現
や考え方は、明確に記載した方がよいと思います。

また、先ほどの適用期間の議論で3年間より5年間の方が
安定するという話がありましたが、何に対して、例えば税収
が安定するというのでしょうか。

嶋矢委員

対応策が決定していれば先が見通せるという意味で、今後、
先々の対応策を繰り返しこのような会議を設けて行うことにな
ると思いますが、蓋然性はありながらも100%ではなく、
3年間ではなく5年間として、差の2年分も今回決定できれ
ば、少なくとも2年間はこの税率で補えることが見通せる
と思います。

伊集委員

時限措置だからと言って再度ゼロから考えるのではなく、
財源不足の状況が続くので、固定資産税の超過課税などで何
らか財源確保を図ることを前提とするのであれば、3年後も
継続することが想定されており、その意味では税収は安定的
とも考えられます。

その際、3年間よりも5年間の方が安定するというのは、
恐らく検討の手間が省けることではないのか、それは行政の
怠慢とも捉えられかねない。少し行き過ぎた発言かもしれま
せんが、継続することを前提に考えれば毎回このような有識
者会議を設ける必要はなく、町として財源不足を財政収支見
通しとともに明らかにし、財源が不足する場合は超過課税を
延長しますし、場合によっては新たな税目も設けるのであれ
ば検討組織が必要かもしれませんが、そのような形で運営し
ていくことを前提とすれば、仕組み自体が安定的になります

から、その中において適用期間は、長い、短い、どちらもあり得ると思います。

先ほどの5年間の方が安定するというのは、少し穿った見方をすると、一度決めてしまえば当面は検討の手間が省けると捉えられてしまうのではないのでしょうか。

嶋矢委員

考え方として伊集委員の意見に賛同しますが、3年間か5年間の議論においては2年の差なので、その間にオリンピックの開催があり、その後の状況を見る必要がある過渡期の期間なので、その意味でも3年間を5年間にするというのは怠慢と罵られるほどの期間でもなく、状況の変化を見る必要があることからしても、理解してもらえるかと思います。

田中座長

5年間が安心できる期間であり、それを理解できる一方で、伊集委員の考え方にも共感する部分があります。要するに、箱根町の場合は税収構造が分かっている、数年先であればある程度は緻密に見通すことができるわけですね。

それを前提として、国が設置している税制調査会のようなものを常設して絶えず専門家の諮問を得ながら、固定資産税を中心に3年毎にファインチューニングする、又は他税目の導入を検討するような財政運営を行っていく方策もあるかと思います。

3年毎など短期間で財源不足の状況を見ながら、税率を上げ下げすることは難しく実施している団体はほとんどないと思いますが、だからこそ共感を覚えます。

事務局側は、議員の顔が浮かんでいるかもしれませんが、そもそもこのような仕組みを理解して貰えるか、はじめの3年間は税率を下げられますが、次の3年間で税率を上げられず、うまく利用されないかなどの懸念があるかと思います。

そうであれば5年間の方が安心だという考え方もあるかと思いますが、伊集委員の発言の考え方は、地方自治のあり方としては望ましいと思う一方、奇麗事で行けるかということもあり、非常に難しい問題だと思います。

伊集委員

実際の運用に即して現実的でない話をしては仕方がないので、短期間で見直しするという運用をある程度しっかり行っていくのであれば、細かく見る必要があるかと思います。

本来は、このような有識者会議を毎回設置するよりも、そ

の部分をチェックするのは議会の役割なので、そこが機能しないと難しいのではないのでしょうか。本来的にこうあるべきとしても現実的には難しい部分があると思うので、今回の場合は議会ですが、そこが本当に機能しないと、それこそ町民会議からの提言書や有識者会議での議論があったとしても、最終的な議決機関なので、何も動かないし変わりません。

本来あるべき機能を果たすための仕組みを入れ込んでいくような記述ができないかというのが、私の意見です。

高井委員

永久税主義を採っているのは日本だけで、本来、税制は毎年変わるもので、それが議会制民主主義、財政民主主義ですが、日本は現状そのような形になっていません。

ただし、完全な永久税主義ではやり過ぎなので、その落とし所として、多くの団体が5年間としているのではないかと思います。前片山鳥取県知事は、本当は毎年見直しを行いたかったかもしれませんが、彼でも3年間にしており、それでも事務負担が多く運用に支障をきたすということで、鳥取県も他の都道府県と同様に5年間にしたのだと思います。

明確な根拠がある訳ではありませんが、特異な税制を採っている日本の中で、議会制民主主義を維持し反映させるために5年間とする考え方があるのだと思いますが、それを前提に6ページの長期の財源不足を見ると、適用期間を10年間にしても良いのではという考え方もあると思います。

長期推計の10年先は分からないので5年間とするとある程度理解はできますし、6ページに長期の財源不足まで記載されているので10年間でもよいかもしれない。また、極端な考え方では日本は元々特異な税制の国ですから、東京都方式で永久税主義の考え方を採用し、財源不足が解消された時点で廃止するという考え方もあると思います。

田中座長

資料2-1の当初案では6ページの長期の財源不足額はありませんでした。5年より先の見通しも今回は検討しなくてはいけないと思い、6年目以降も見据えて提言を書く必要があることを感じ、私が依頼しました。

前回は財源不足が明らかになったうえで対応を検討したと思いますが、今回は長期的な部分の見通しもある中で様々な議論を行ってきましたので、6年目以降は考えていませんので許されないと思っています。

嶋矢委員

補足させていただくと、今回は行革の部分は田中座長を中心に議論されており、こちらは行革がどの程度進んでいるかわからないまま財源確保策だけ議論していただきましたので、正直、行革が不十分なのに財源だけ確保するのであれば、後で非難を受けるのではないかという思いは常にあり、最後に委員からの指摘で附帯意見に入れた経緯があります。

伊集委員が言われたように、その時のメンバーは全体像がわからないまま検討していましたが、今回は我々も行革の取組みを含めて議論したうえで提言をまとめることとなりますので、座長が言われたように、少し踏み込んだ形で意見を出していただけるとありがたいと思います。

田中座長

期間について色々な意見が挙がり、私は伊集委員の意見に非常に共感する部分がありますが、町側の5年間という提案をとりあえずは認めるスタンスで書くのはいかがですか。

また、6年目以降の話もありますが、まずは5年間で今の超過課税と同税率で延長することを認めるという方向でよろしいですか。

池島委員

提言書で5年間としても、議会で3年間になる可能性もあるということですよ。

田中座長

あくまで提言であって、町と議会と有識者会議のそれぞれがどのような判断を下すかだと思います。

高井委員

他団体の超過課税の実施状況、特に適用期間の資料を追加した方がよいと思います。東京都は永久税主義で実施していますが、おそらく大半が5年間で、県であればデータがあると思いますので、情報提供を依頼し、資料に追加することで5年間の説得力が増すと思います。

田中座長

可能であれば5年間の根拠を書き込みたいと思いますが、少なくとも5年間を否定する理由は全くないにせよ、明確な根拠はないということですよ。また、5年間とすると固定資産税の超過課税以外の選択肢は実際にはないと思います。

その先ですが、何らかの提言を盛り込みたいと言った時に、資料2-1の14ページの入湯税と宿泊税をどのような扱い

とするのか。固定資産税の超過課税を延長することについては何らかの形で盛り込めるとはと思いますが、池島委員から宿泊税については少し前向きなトーンで入れられるのではないかとという提案もいただいております、それ以外の税目について今回は全く視野に入れたいということでよいのかについてご意見をお願いします。

高井委員

資料2-1の別紙1で観光関係に要する実質的な持ち出しが約12.5億円と説明がありましたが、入湯税は町民の負担も一部あるとは思いますが、箱根町は全国一の約7億円を基本的に観光客からいただいております、12.5億円から7億円を引いた5.5億円が、観光客が消防救急やごみ処理などの行政サービスを、事実上来訪者がフリーライドしている部分であると思っております。

財源不足の5億円とこの5.5億円をどのように考えるかですが、最初に説明のあった財政逼迫要因は資料2-1の2ページの①町税収入の減少、②社会保障関係費の増大、③サービス水準の向上などであり、関係性の説明がつきません。

また、その話とは別にフリーライドの部分については、別紙2によると、宿泊税を京都市の最も低い額の1人当たり200円として試算すると税収が9億円ですから、5.5億円は3分の2程度であり、200円の3分の2程度を観光客に負担いただくと、理屈としてフリーライドが解消されるのではないかと思います。

池島委員の発言と関連しますが、これまでも発言しているように、世界の観光都市で宿泊税やホテル税を課税していないのは日本ぐらいだと思っておりますし、法定外税を導入すると神奈川県の特例企業税のように最高裁で敗訴する可能性があるため怖い部分もありますが、町民の負担を増やすのではなく、入湯税収で不足する観光関連の財政需要の財源負担を観光客からいただくのは、筋論として個人的にはよいのではないかと思います。

嶋矢委員

このような会議以外にも個人的に箱根町に来ており、ブランド力は他の観光地よりも高いと感じる部分があります。宿泊税についての個人的な意見ですが、年間2,000万人もの観光客が訪れる中で、200円程度の負担は、ユーザーの立場から考えても違和感はないと思っております。

田中座長

資料の 14 ページでは入湯税と宿泊税をセットで考えるような書き方がされていますが、入湯税は可能性なり必要性があるでしょうか。入湯税は、当面は税率を引き上げてもし道がないということではあります、検討すべきというような内容を入れるかはいかがでしょうか。

高井委員

入湯税は既に課税していますので、税率の引き上げという意味ですね。目的税のため用途が限定されていますから、どこかに記載があったと思いますが、過充当の恐れもあります。そもそも、シャープ勧告を踏まえ現行の租税体系が出来た際に、どのような経緯で入湯税が導入されたかは分かりませんが、裕福な観光客の入湯行為を想定しているため、その辺りの実情を考えると、税率の引き上げは困難ではないかと思えます。

嶋矢委員

高井委員が言われたとおり、附帯事項の中で、長期的には固定資産税の超過課税を延長しても不足額を補えないとなった場合に、入湯税も候補に挙がってくる程度の触れ方はありだと思えます。

田中座長

入湯税と宿泊税の負担者は部分的に重複しますし、用途の問題もあるので、導入を積極的に提案するほどのことではないと思えます。可能性がある程度で附帯意見として入れるかどうかだと思いますが、宿泊税については少し前向きに盛り込むという方向性はいかがですか。

今までの議論ではそのようなご意見が多かったと思えますし、町の資料では宿泊税の検討に3年間は必要と書いてあるので、5年間の固定資産税超過課税で、検討期間は確保できると思えます。

田代委員

6 ページの平成 35 年度以降の財源不足を見ると不安になると思えますので、不安解消の意味で皆さんから発言があったように、宿泊税など積極的な対応策を1つ盛り込むことが非常に重要であると思えます。

田中座長

事務局に伺いますが、6年目以降の長期的な部分では超過課税 1.58% だけでは不足しますが、例えば固定資産税が何%

で宿泊税を導入するとしたらどのような条件でなど、試算したことはありますか。

事務局

長期的な部分は正確性に欠けることから、試算は行っていません。

田中座長

現行税率で延長しても6年目以降は不足することが明らかなので、この会議としては、固定資産税の超過課税と宿泊税の扱いをどのように想定すべきだと考えますか。

伊集委員

宿泊税を導入する場合、目的と用途を定めて実施しようとした時に、入湯税を充当している部分に宿泊税を充当しないと、使い切れないこともあり得えますので、その部分の棲み分けをどうするかも重要な問題だと思います。

ただし、宿泊客が来ることにより追加的に生じるコストを補うために宿泊税を導入するという考え方は、理屈としてはありだと思います。

また、前回の新財源会議の議論では、固定資産税超過課税を実施する理由として観光など町外者向けのサービスと町内者向けのサービスの両方を賄うために財源確保が必要としましたので、今後の財源不足の増加要因も併せて検討し、その結果をもとに宿泊税の根拠を見出すという考え方もあると思います。

高井委員

私がイメージしているのは、仮に町の不足額を100とした場合、その不足の原因が観光客に係るものが60であれば、その分は宿泊税と入湯税で賄い、残りの40は観光客には関係ない財源不足額なので、この部分に見合った住民税などの超過課税が良いかというように考えればよいと思います。

したがって、財源不足額のうち観光客に係るものは入湯税と宿泊税を充て、町民に係る部分については、資料2-1の2・3ページにある財政逼迫要因の「②社会保障関係費の増大」や「③サービス水準の向上・維持」、これは還元される部分ですので、この辺りは町民が負担すると考えればよいと思います。

伊集委員

今の発言を実施する場合、支出の実態を把握する必要が出てくると思います。

固定資産税の超過課税を実施した場合、事業者の負担が増加しますが、特に町外事業者としては、通常、他市町村では都市計画税が課税されており、箱根町の超過税率はそれと比較すると相対的に低いので、超過課税分を宿泊料金に上乗せして宿泊者に税負担が転嫁している状況は見られないと、以前の会議で役場側から説明がありました。

ただし、理論上は観光客の宿泊料金に転嫁されることもあり得るので、それが実際に起きた場合、宿泊料金が上がり、さらに宿泊税と入湯税を負担するという状況もあり得ます。

現状では、固定資産税の負担者と宿泊税を仮に課税した際の負担者は別であると考えられますが、それがどこまで想定できるかという問題があり、前回の新財源有識者会議で議論した時は、基本的に町外者は箱根町に外から便益を受けに来る人で、そこには観光客も含まれると考えていましたが、宿泊税を導入するのであればその部分も切り分けて、事業者と宿泊者あるいは別荘保有者は異なる担税者という形で考える必要が出てくるので、議論の立て方としては少し複雑になると思います。

嶋矢委員

高井委員が先ほど財政需要を60と40に切り分けるという説明をされていましたが、非常に論理的な考え方であると思います。可能であればよいと思います。先ほどの資料2-1の別紙1の観光関係の支出比較について、高井委員の質問に対して事務局から回答がありましたが、観光分と町民分の支出を切り分けるのは非常に難しいという説明がありましたので、今回は時間もない中で、その部分に焦点を当てるのは少し難しいのではないかと考えています。

田中座長

具体的な数字をベースにしながらこういう配分でという議論は、少し難しいと思います。理念や原則論として、こうすべきであるという内容に留まらざるを得ないと思います。

今までの提言書に対する意見を大まかにまとめると、まず提言書に盛り込む内容としては、財源の必要性があります。これについては、特段、町の作成した資料に異論はありませんでしたので、ここに書いてあることをベースにしながら、それを追認するような内容にしたいと思います。

財源確保策ですが、基本的には町が提案している固定資産税の超過課税1.58%を5年間継続することで認める、この理

由も色々ありましたが、町側の説明とそれほど大きく異ならないと思います。

また、6年目以降の扱いですが、財源不足が拡大していくことは明らかなので、何らかに対応が必要であるという前提のもと、固定資産税の超過課税を延長することも「やむを得ない」という表現なのか、「すべき又は必要である」なのか、いずれにしてもそのようなことを記載したいと思います。

さらに宿泊税について、その特性や想定される税収、使い途等から箱根町の現状に適している面があるので、その導入も検討すべきであるとし、特に使途については少し町民会議の議論なども踏まえながら、前向きな方向の書きぶりで案を作成したいと思います。

細かい内容は別として、そういう流れで作成したいと思いますが、今、発言したことに対して、ご意見等がありましたらお願いします。

嶋矢委員 6年目以降の部分は、超過課税の延長と宿泊税の導入を2つセットで記載するイメージで良いでしょうか。

田中座長 6年目以降、期間は明確に言えませんが、その辺も何か意見があればお願いしたいと思います。期間を区切るのは難しいと思いますので、6年目以降については想定表現になるかと思いますが、ご意見があればお願いします。

高井委員 延長という表現が良いのか、今回は3年経過するので超過課税を終了し、新たに平成31～35年度までの5年間超過課税を実施しますと条例に書くのでしょうか。

延長という表現は期間の部分を指すのかもしれませんが、ここの部分は5年間デッドラインを伸ばしますという意味であれば延長だと思いますし、言葉の使い方は確認をお願いしたいと思います。

嶋矢委員 素案の記載方法は確認をお願いしたいと思います。提言書の内容をどうするかだと思います。

高井委員 提言書で使う言葉は重要だと思いますので、延長という表現で良いか確認をお願いしたいと思います。

田中座長

正確ではないですよ。

気持ち的には延長ですが、言葉としては確認が必要だと思いますので、制度的に言うと新たに条例に規定するという事ではないでしょうか。

高井委員

それには触れずに、事実上、同じ意味のことを表現するという方法もあると思います。例えば、「その後の4年間を試算しても、財源不足額がさらに拡大する見込みを考慮すると、事実上、超過課税を延長せざるを得ないと考えられる」のような書き方もあると思います。

田中座長

いずれにしても、表現で指摘されないような形にする必要があると思います。

この他、前回の提言書にあったような附帯事項で、本体の提言部分では結論と理由を述べますが、加えて意見した方がよいという内容があると思います。その点について、何かありましたらお願いします。

嶋矢委員

先ほどの発言の修正になりますが、宿泊税等は附帯意見で発言しましたが、その後の議論の流れで本論に入れていただくことで異存ありません。

池島委員

附帯意見に該当するか分かりませんが、5年間を待たずに宿泊税の導入を目指すというのは、本論と附帯意見のどちらに入れるべきでしょうか。

私の意見としては、先行して検討し、6年目以降の固定資産税の税率をどうするかを検討する際のシミュレーション材料を、先に出しておく必要があると考えています。

田代委員

池島委員の積極的な考えは、提言ですので良いと思います。

田中座長

そこはかなり重要なポイントで、5年待たずに宿泊税の導入を目指すべきか、目指す可能性も示唆するか、この部分はいかがでしょうか。3年の検討期間が必要なので、4年後には可能ということですよ。そのようなことを記述するためには、「このような理由で宿泊税については、～」といった何らかの理由があった方が良いでしょう。

- 伊集委員** 可能性として入れ込んでもよいと思いますが、そうすると1.58%を5年間実施し、その間は財源が確保されていることになるので、宿泊税を入れる理由がないですね。
- 4年後に入れるのであれば、むしろ適用期間を短くし、固定資産税の税率を見直す際に導入することとしないと、5年間確保するという考え方で提言書を作成しようとしているので、入れる理由がなくなるのではないかと思います。
- 田中座長** そのとおりですね。少し矛盾を含む提言となってしまうかもしれませんが、入れられるか検討したいと思います。
- 高井委員** 宿泊税の場合は検討期間が必要であるから現状は固定資産税超過課税を実施している。宿泊税は検討が2年か3年、又は5年かかるのか分からない訳ですから、宿泊税の検討も速やかに始め、固定資産税との優劣を見極めたうえで判断し、超過課税を止めるのか宿泊税を導入するのかという記述であれば問題ないかと思います。
- 嶋矢委員** その場合、認識の確認ですが、3年目、4年目、5年目に宿泊税を導入するような積極的な意味ではないということの良いですか。
- 田中座長** 宿泊税については、そのようなニュアンスで書きたいと思います。その他、何かありますか。
- 特に伊集委員と嶋矢委員については、前回の提言書にあった内容で、これは継続して記載して欲しいというような意見があればお願いします。
- 私も案を作成する際に、前回の提言書を読み返して反映させたいと思います。
- 伊集委員** 今回の提言書は財源確保の内容なので、どこまで入れるかという部分があると思いますが、先ほど嶋矢委員から発言があったように、今回は財源確保策だけではなく行財政改革の枠組みの中で議論しているので、その関連を書くこともできるかもしれませんが、その辺りを財源確保策の提言書にどこまで入れるべきか検討する必要があると思います。
- 前回は附帯意見として歳出削減をしっかりと行うべきという意見を入れましたが、会議では財源確保策のことしか議論し

ていないので、歳出面は踏み込んで書き難いという意見もありました。

今回は、歳出削減や行財政改革を検討した上での財源確保策なので、それを踏まえると附帯意見に入れても良いと思いますし、財源確保策に特化しても良いかと思っておりますので、考え方としては両方あると思います。

田中座長

前回より総合的な検討を行ったことは言えると思いますので、行財政改革の動向との関係性や町民会議の議論など、これらとの関連性を踏まえた内容となると、かなり難しい提言書になるかと思えます。

案を作成しないと分からない部分もあると思いますので、早めにお示ししたいと思いますが、本日の議論を踏まえると、文案を作成する前に、盛り込むポイントがわかる骨子のようなものを早めに作成し、それを見ていただいた方が良いと感じています。

提言書自体はゴールデンウィーク明けに皆様にお送りする想定ですが、その前に、皆さんに確認していただく時間が短いかもしれませんが、27日の金曜日までに骨子を作成しお送りしたいと思えます。

骨子に対する意見をいただきながら、私の方で骨子をベースに提言書案を書き始め、その後、皆さんの意見を反映していく形で、5月7日の週のなるべく早い段階で、皆様に送付する予定で進めたいと思えます。

次回の会議は5月25日に決定していますので、連休明けに文案の確認をお願いし、何度かメールでやりとりしながら固めて行くというスケジュールで進めて行きたいと思えます。

それでは、よろしければ議題（4）その他の行財政改革アクションプランについての報告に移りたいと思えます。

（4）その他

①行財政改革アクションプランの策定について

事務局から「資料3 行財政改革アクションプラン」と「資料4 行財政改革アクションプランに対するパブコメ結果」をもとに、パブリック・コメントでの意見概要とともに平成30年3月末に行財政改革アクションプランを策定が完了したことを報告した。

②次回の日程について

事務局から、第2回有識者会議の開催日時等について説明した。

田中座長 次回は議論するような議題はないということによろしいでしょうか。

事務局 まず皆さんで提言書について最終的な確認をお願いし、町長に提出していただいた後、意見交換を30分程度お願いできればと考えています。

田中座長 最終確認なので、細かい修正等があればその場で修正することがあるかもしれないということですね。
今の説明に対しご質問等ありましたらお願いします。

池島委員 意見交換は町長と行うということによろしいですか。

企画課長 今後、議会や町民に説明していくことになりますが、その際、有識者会議の議論の経過だけでなく、提言にあわせて意見交換をすることで町長をはじめ町側としても、提言書の内容以外の意見も非常に参考になると思いますので、なるべく時間を確保したいと考えています。

田中座長 次回は分かりましたが、それ以降の開催予定はないということによろしいですか。

事務局 任期は、1年間なので7月上旬までですが、今年の12月までには何らかの議会の判断もなされると思いますので、次期財源確保策の決定後、皆さんにお集まりいただいて提言後の結果について報告する機会を設けたいと考えています。

4 閉 会

企画課長 本日は、提言に向けて実に内容の深い議論をしていただき、誠にありがとうございます。次回は最終回となりますが、その間の提言書の作成を含め、引き続きご協力お願いいたします。本日は、お忙しいところありがとうございました。